

(3) 上郷土地利用特定地区、上郷景観育成特定地区（地区全域）

「土地の形質の変更」については次の表のとおりです。その他の行為については「普通地域において届出が必要となる行為」を参照してください。

（ゴシック太字が変更箇所）

	行為の種類	届出が必要となる規模	関連条例
土地の形質の変更	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 注) 景観：公共土木工事に係るものを除く 注) 調整：土石の採取、鉱物の掘削を除く	○土地の面積が 500 ㎡を超えるもの	調整・景観
		○高さが 4 m を超える法を生ずるもの	景観
		○法の長さが 30m を超える場合は、その高さが 3 m を超える法を生ずるもの	景観

なお、上郷地区においては、市の条例に基づく届出のほかに、敷地内における雨水排水処理並びに建築物、工作物及び屋外広告物について、地域で運用する独自ルールがあります。詳しくは飯田市役所上郷自治振興センター内、上郷地域まちづくり委員会へお問い合わせください。